

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値の最大化をはかるためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しております。その実現のために、以下を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーと、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有したうえで、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使については各種手続き・費用等を総合的に勘案し、また招集通知の英訳は、外国人株主比率等の推移を踏まえ、引き続き検討いたします。

【原則1-4】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有しております。

今後は取引状況や取引先との関係強化等を総合的に勘案し、株式保有の基準について検討してまいります。また、議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【補充原則4-1-3】

今後「経営諮問委員会(アドバイザリーボード)」の設置等、最高経営責任者等の後継者計画の公平性・透明性の確保について検討してまいります。

【補充原則4-3-1】

今後「経営諮問委員会(アドバイザリーボード)」の設置を検討いたします。

【補充原則4-8-1】

【補充原則4-8-2】

2017年6月23日開催の当社株主総会において、独立社外取締役を2名選任いたしました。今後は独立社外取締役を中心とした会合の開催等を含め、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の方法について検討いたします。

【原則4-10】

【補充原則4-10-1】

今後、経営諮問委員会(アドバイザリーボード)の設置も含め、当社にあった機関設計を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、取締役会の役割、議題、運営等に関して、各取締役の自己評価アンケートを実施し、その結果も参考にして取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。その分析・評価結果に基づいて課題を抽出し、必要に応じ改善をはかります。なお、その結果については概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等の利益相反取引・競業取引を取締役会の決議事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施しています。

【原則3-1】

(1) 当社ホームページにて、「社是」、「ミッション・ビジョン・バリュー」および「芦森工業企業行動指針」を開示しています。また、昨年8月に「第117期～119期中期経営計画」を策定し、自社HPにて開示しています。

(2) 「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 役員への報酬は、月額報酬と賞与により構成され、職責や成果を反映した報酬体系を取っております。そのうち、賞与の一部につきましては、昨年より株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、社内規定である「株式報酬型ストック・オプション規則」に基づいて付与することとしています。

(4) (5) 当社経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名については、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験及び能力、並びに会社や個人の業績等を踏まえた総合的な評価により取締役会にて決定し、取締役・監査役については、その経歴等を株主総会招集通知等で開示しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会規則および取締役会内規に基づき、取締役会として意思決定すべき事項を明確化しております。

【原則4-9】
当社は東京証券取引所が定める独立役員の基準を適用します。

【補充原則4-11-1】
取締役の選任に関する方針・手続は次のとおりとしております。
(1) 取締役会の構成人員は定款に定める範囲内とする。
(2) 社外取締役1名以上および社外監査役2名以上を選任する。
(3) 取締役は、経営全般・生産技術関係・営業関係・経理財務・情報システム・人事総務の知識・経験・能力に優れたメンバーから選任する。
(4) 取締役の選任にあたっては、性別・年齢等を問わず事業に係る意思決定を行うにあたり、必要とされる能力・知識・経験を持つことを基準とする。
(5) 取締役の選任については、社外取締役・社外監査役の参加する取締役会において審議する。

【補充原則4-11-2】
取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員の兼任は、極力行わない方針としております。なお、他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知参考書類および有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-14-2】
当社では、取締役・監査役に対するトレーニングの方針については次のように定めております。
(1) 社外者を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しております。
(2) 取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務・責任の研修のため、社外研修会に派遣しております。
(3) 社外役員を招聘する際には当社の経営戦略・事業内容・財務内容等について説明をしております、必要に応じて当社事業所の視察を適宜実施しております。

【原則5-1】
株主との建設的な対話を促進するために、当社経営企画部門・財務部門・広報・IR部門・総務部門が連携し、対応してまいります。対話を通じて得た知見を経営に活かすことで、中長期的な企業価値を向上させたいと考えております。
また、決算発表前にサイレント期間を設け、投資家との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本毛織株式会社	17,035,000	28.12
芦森工業取引先持株会	2,784,000	4.74
芦森工業従業員持株会	1,743,538	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,385,000	2.28
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,334,001	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,148,000	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	830,000	1.37
山内 正義	735,000	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	707,000	1.16
日本生命保険相互会社	670,188	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種 更新	輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鷲根成行	他の会社の出身者							○	○			
丹羽一彦	弁護士											
熊谷一雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鷲根成行		_____	日本毛織株式会社の経営に携わっており、豊富な知見、経験等から、当社の社外取締役としての職務を適切に行えるものと総合的に判断したものであります。
丹羽一彦	○	_____	他の会社の監査役、社外監査役としての豊富な経験と弁護士としての専門知識と幅広い経験を有しており、独立的な立場から取締役会の監督を行えるものと判断したためであります。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしております。

熊谷一雄	○	_____	他の会社の代表取締役として経営経験があり、その実績と豊富な経験にもとづき、取締役会の監督および経営への適切な助言を行っていただけるものと判断したためであります。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしております。
------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画に基づき、会計監査人であるあずさ監査法人と以下の取り組みを定期的に行っております。

- ・監査計画書の受領と内容聴取
- ・期末棚卸監査(実査)の立会
- ・期末棚卸監査結果意見聴取
- ・監査報告書の受領と内容聴取
- ・監査結果の講評聴取

監査計画に基づき、内部監査部門である監査室と以下の取り組みを随時行っております。

- ・監査室との情報交換
- ・内部監査計画および結果の聴取

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原 恭介	他の会社の出身者													
西田俊二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 恭介	○	——	金融機関での勤務経験に基づく業界や事業に関する幅広い知識と財務・会計に関する相当の知見を有しております。また、事業会社で企業経営に携わった経験に基づく実践的な知見から、中立的・客観的な視点で監査を行えるものとして、当社の社外監査役に選任しております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしております。
西田俊二	○	——	金融機関、事業会社におけるリスク管理をはじめとした幅広い業務経験と会社経営の経験を活かし、経営全般の的確な監査を行うとともに、企業価値向上への貢献も期待できると考え、当社の社外監査役に選任しております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、月次固定報酬としての「基本報酬」および業績連動型報酬としての「賞与」で構成されており、その決定方法は次のとおりであります。

なお、平成27年6月26日付で「役員報酬規定」を改正し、月度固定報酬を大幅に削減して業績連動型報酬である「賞与」のウエイトを高め、より業績向上意欲及び士気を高める報酬体系に見直しております。

・基本報酬

役員報酬等の額の決定に関する基本方針に従い、役職位ごとの業務執行内容に対する相当額を支給しております。

・賞与

上記基本方針に従い、役職位ごとの業務執行内容に対する相当額を基準とした業績連動型報酬として、「賞与」を導入しております。また、取締役(社外取締役を除く)に対し、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、株式報酬型ストックオプションを導入しております(2016年6月26日開催の定時株主総会にて決議)。

1.支給対象役員

法人税法に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給いたしません。

2.支給額

総支給額は150百万円を上限とし、個別支給額は、職位に応じて定められた「基準支給額」に当該連結当期営業利益(当該「賞与」を含まない)の500百万円以上から4,000百万円未満までの区分に応じて25%から200%までの支給率を乗じた額とします。ただし、当該連結当期営業利益(当該「賞与」は含まない)の額が500百万円以上であっても、連結当期経常損失(当該「賞与」は含まない)または連結親会社株主に帰属する当期純損失(当該「賞与」は含まない)の場合は支給しません。

また、個別支給額の総額が総支給額の上限を超えた場合は、上限額を個別支給額の総額で除した率を、個別支給額に乘じた額とします。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他
---------------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

役員への報酬は、月額報酬と賞与により構成され、職責や成果を反映した報酬体系を取っております。そのうち、賞与の一部につきましては、本年より株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、社内規定である「株式報酬型ストック・オプション規則」に基づいて付与することとしています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役および監査役に支払った報酬等の総額

取締役(うち社外取締役)	支給人員:10名(2名)	支給額:184百万円(2百万円)
監査役(うち社外監査役)	支給人員:4名(2名)	支給額:22百万円(6百万円)
合 計	支給人員:14名	支給額206百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。各取締役の職位に応じて経営環境および経営成績等を踏まえ、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部、監査室を通じ、必要に応じて情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会での業務執行の決定および監督、監査役・監査役会による監査という、会社法に規定されている監査役制度採用会社の機関を軸とし、内部監査部門(専任スタッフ1名)による監査も定期的の実施しているとともに、「内部統制委員会」を設置し、経営に係わる関係法規を遵守し、正確な財務報告を開示するための内部統制システムの推進に努めております。

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会および重要な会議への出席などを通じて取締役の職務執行の監視を徹底するとともに、定期的に内部監査を実施しており、法令順守の視点で取締役の職務執行を十分に監視できる機能を有していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社の取締役会は8名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として月1回の取締役会を開催しており、法令・定款で定められた事項や重要事項の意思決定及び業務の監督を行っておりますが、各事業年度における経営責任の明確化並びに経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期は1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席などを通じて取締役の職務執行の監視を徹底するとともに、定期的に内部監査を実施しており、法令遵守の視点で取締役の職務執行を十分に監視できる機能を有していると考えております。

社外取締役1名および社外監査役2名を独立役員として選定しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。また、社外監査役 原恭介氏並びに西田俊二氏は、それぞれ金融機関において、原恭介氏は約28年間、西田俊二氏は約27年間にわたり、財務及び会計に関する業務に従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

以上のような業務執行体制及び経営監視体制により、ガバナンスの有効性は確保されていることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主様との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、適切な日程の設定を行っております。
その他	株主総会招集通知を発送前に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・株主通信等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報・IR室 担当役員: 取締役 広報・IR室統括 玉井修一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	芦森工業企業行動指針を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	芦森工業企業行動指針を制定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令、定款および企業倫理遵守（以下「コンプライアンス」という）ならびにCSR（企業の社会的責任）の原点に立ち返り、「芦森工業社是」および「芦森工業企業行動指針」の当社グループ内への周知を行い、コンプライアンスの徹底に努めております。
なお、コンプライアンス体制については、常設委員会として、社長を委員長とする当社グループ「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、社長直轄のコンプライアンス担当部門が役員および従業員に継続的な研修・教育を行い、コンプライアンスに関する内部統制システムの強化をはかっております。
さらに、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、従業員が直接相談・通報できる内部通報体制を構築しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書・営業秘密管理規定」等の社内規定に従い保存および管理を行っております。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
常設委員会として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社の定める「リスク管理規定」に基づいて、グループ会社を含めた潜在的経営リスクの定期的な洗い直しと対応策の検討を行うためのリスク管理体制を整えております。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、法令の定めに基づいて開催し、法令および定款で定められた事項や重要事項の決定などを行っておりますが、各事業年度における経営責任の明確化ならびに経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期は1年としております。
また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、「業務規則」に基づき、常務会、グループ本社経営会議、事業本部経営会議および全社部長会議等を開催しております。
その他、当社グループ全体の経営指標等の確認を行う会議体を設置しております。
5. その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「芦森工業企業行動指針」を制定し、全従業員とグループ各社への周知徹底を行っております。
また、主要な子会社の役員を当社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握するとともに、グループ会社を含めた潜在的経営リスクの洗い直しと対応策の検討を行い、グループ全体としてのリスク管理体制、コンプライアンス体制の強化に努めております。
さらに、取締役会において、子会社の役員を兼務している当社の役員による、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報についての定期的な報告を義務付けております。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、補助使用人を置くことといたします。
また、上記補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、上記補助使用人の人事異動、人事考課等については、監査役会の同意を必要としております。
7. 当社および当社子会社の役職員が当社の監査役に報告するための体制
グループ会社の役職員は、監査役会の要求があった場合は、監査役会に出席し、職務執行に関する事項を説明いたします。
役職員は、取締役が法令および定款違反の行為をしていると認められるとき、またはそのおそれがある場合は、その内容を当社の監査役に報告することにしております。
8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会および重要な会議への出席などを通じて取締役の職務執行の監視を徹底するとともに、定期的に監査を実施しております。
また、グループ会社の役職員が監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱を行うことを禁止しております。
さらに、取締役および従業員は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「芦森工業企業行動指針」において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした対応を行う、との基本方針を定めております。
また、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、公明正大に対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制

